

食安輸発0130第1号  
平成25年1月30日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成24年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(メキシコ産スターフルーツのフルジオキソニル及びブラジル産牛肉のイベルメクチン)

「平成24年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成24年3月29日付け食安輸発0329第2号(最終改正:平成25年1月29日付け食安輸発0129第1号)に基づき実施しているところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、メキシコ産生鮮スターフルーツにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、上記通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加します。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、同通知の別表第2からブラジル産牛肉のイベルメクチンの項を削除するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくをお願いします。

記

| 検査強化日      | 対象国・地域 | 対象品目                      | 検査項目           | 製造者、製造所、輸出者及び包装者           |
|------------|--------|---------------------------|----------------|----------------------------|
| 平成25年1月30日 | メキシコ   | スターフルーツ及びその加工品(簡易な加工に限る。) | 残留農薬(フルジオキソニル) | FRESH CARGO S. A. DE C. V. |